

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																																
大原医療保育スポーツ専門学校甲府校		平成27年12月25日		加藤 仁士		〒 400-0031 (住所) 山梨県甲府市丸の内2-8-8 (電話) 055-236-1721																																
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																																
学校法人 大原学園		昭和54年4月1日		中本 每彦		〒 101-0065 (住所) 東京都千代田区西神田1丁目2番10号 (電話) 03-3292-6266																																
分野		認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度																												
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程		こども保育学科		平成30(2018)年度		-		令和2(2020)年度																												
学科の目的		教育基本法及び学校教育法に基づき、厚生労働大臣指定のもと、児童福祉施設等と連携し、実習を通して乳幼児教育に関する高度な知識・技術を得得し、保育士国家資格を取得することを目的とする。具体的には、保育職に必要な教育原理、保育原理、発達心理、言語表現等の知識・技術に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、保育職に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とする。																																				
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		取得可能な資格:保育士、レクリエーションインストラクター、おもちゃインストラクター 中退率:8.0%																																				
修業年限		昼夜		全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義		演習		実習		実験		実技																								
2年		昼間		※単位時間、単位いずれかに記入		1,710 単位時間 単位		750 単位時間 単位		1,470 単位時間 単位		240 単位時間 単位		0 単位時間 単位		30 単位時間 単位																						
生徒総定員		生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)																																
80 人の内数		49 人		0 人		0 %																																
就職等の状況		<table border="1"> <tr><td>■卒業者数(C)</td><td>24</td><td>人</td></tr> <tr><td>■就職希望者数(D)</td><td>24</td><td>人</td></tr> <tr><td>■就職者数(E)</td><td>24</td><td>人</td></tr> <tr><td>■地元就職者数(F)</td><td>20</td><td>人</td></tr> <tr><td>■就職率(E/D)</td><td>100</td><td>%</td></tr> <tr><td>■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)</td><td>83</td><td>%</td></tr> <tr><td>■卒業者に占める就職者の割合(E/C)</td><td>100</td><td>%</td></tr> <tr><td>■進学者数</td><td>0</td><td>人</td></tr> <tr><td>■その他</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)</p> <p>■主な就職先、業界等 (令和4年度卒業生) 社会福祉法人城西福祉会石和あら川保育園、大田区保育職、社会福祉法人山梨聖の会児童養護施設あいむ、富士川町保育職、認定こども園新生学園、社会福祉法人富士校学園、株式会社こどもの森グループ 他</p>									■卒業者数(C)	24	人	■就職希望者数(D)	24	人	■就職者数(E)	24	人	■地元就職者数(F)	20	人	■就職率(E/D)	100	%	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)	83	%	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)	100	%	■進学者数	0	人	■その他			
■卒業者数(C)	24	人																																				
■就職希望者数(D)	24	人																																				
■就職者数(E)	24	人																																				
■地元就職者数(F)	20	人																																				
■就職率(E/D)	100	%																																				
■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)	83	%																																				
■卒業者に占める就職者の割合(E/C)	100	%																																				
■進学者数	0	人																																				
■その他																																						
第三者による学校評価		<p>■民間の評価機関等から第三者評価: 無</p> <p>※有の場合、例えば以下について任意記載</p> <p>評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL</p>																																				
当該学科のホームページURL		https://kofu.o-hara.ac/																																				
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)		<p>(A: 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>1,710 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>240 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>1,395 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>240 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table> <p>(B: 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位</td></tr> </table>									総授業時数	1,710 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	240 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	1,395 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	240 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間	総授業時数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位	うち必修授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位
総授業時数	1,710 単位時間																																					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	240 単位時間																																					
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																																					
うち必修授業時数	1,395 単位時間																																					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	240 単位時間																																					
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																																					
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																					
総授業時数	単位																																					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位																																					
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位																																					
うち必修授業時数	単位																																					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位																																					
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位																																					
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位																																					
教員の属性(専任教員について記入)		<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3 人</td> </tr> </table> <p>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</p> <p>2 人</p>									① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	2 人	計	3 人																
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0 人																																					
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人																																					
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																					
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																																					
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	2 人																																					
計	3 人																																					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①厚生労働大臣保育士養成施設として、法令で定められた教育課程並びに外部実習又は就職先である児童福祉施設等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。
- ②保育福祉分野における学修の中心となる保育原理、障害児保育、保育表現、音楽技術の教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
- ③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置づけについて

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、業界団体及び企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。

②意思決定の過程について

(ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長並びに教務課長、コース責任者が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年9月1日現在

名前	所属	任期	種別
加藤 仁土	大原医療保育スポーツ専門学校甲府校 および 大原ビジネス公務員専門学校甲府校 校長		-
小林 幸則	甲府情報ITクリエイター専門学校 教務部 次長		-
田口 貴之	大原医療保育スポーツ専門学校甲府校 教務課長代理		-
三枝 祐太	大原医療保育スポーツ専門学校甲府校 教務課長補佐		-
伊藤 和也	甲府情報ITクリエイター専門学校 教務課		-
萩原 身和	大原医療保育スポーツ専門学校甲府校 教務課		-
河野 純子	大原医療保育スポーツ専門学校甲府校 教務課		-
長田 正拓	大原ビジネス公務員専門学校甲府校 教務課長		-
越膳 純	大原ビジネス公務員専門学校甲府校 教務課長補佐		-
越石 寛	甲府商工会議所 専務理事	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	①
小山 敏行	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 福祉人材センター 所長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
中村 洋一	公益社団法人 やまなし観光推進機構	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	①
佐藤 英雄	株式会社 ネオシステム 人事総務部 部長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
厚芝 徹	医療法人 恵信会 法人本部 人事部 副部長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
井上 卓己	井上卓己税理士事務所 所長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
篠原 英雄	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団 もえぎ寮 寮長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	③
安富 誉訓	社会福祉法人 国母福祉会 国母保育園 園長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
住吉 寿夫	住吉寿夫司法書士・行政書士事務所 所長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「-」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (8月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年8月2日 15:00~17:00

第2回 令和6年12月6日 15:00~17:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

委員に対して大原学園の教育内容、カリキュラムの説明を行って、実務家からのご意見を頂く。

I) 前回(令和5年 第2回)頂いたご意見及び検討事項について確認。

①【ピアノのスキルについて】

1年を通して季節の歌をうたうのでピアノを弾いたり、クラスによっては朝屋夕に弾いたり行事の際にも担当を決めて弾いている。苦手でも毎日触って弾いてほしい。やはり保育の現場ではピアノは必須だと思う。実際、苦手な先生でも毎日弾いていると弾けるようになってくる。10割は目指さないまでも毎日触れてほしい。

②【子ども主体の保育について子ども主体の保育について】

主体性の定義としては自分自身で考えて、判断して責任をもつということ。「子どもはこうあるべき」ということではなく一人ひとりをよく見ること。指導計画は1年後の姿が想像しながら書いていく。年間計画をたてて、最終的にそこに向かうためにどうするかということ。年間指導計画で365歩進む、日案では1歩進む姿を想像することでねらいがたてられる。「子ども一人一人は違う」これが大前提である。園によって保育理念などがあるので、その理念に沿って子どもの姿を想像しながらねらいをたてる。主体性を育むことによって非認知能力を伸ばすことができるのではないかと。

II) 上記のご意見に基づき授業、学校運営において以下の対応を行った旨を報告。

①日々のホームルームでピアノの大切さを伝え、練習を促すなどし、課題に遅れている学生に対しては放課後の時間を使い、個別の練習やフォローをするなどの対応をしている。また、ピアノ練習チェック表を作成し毎日の練習を促しているが、個人差があり、難しさを感じているが、引き続き根気よく進めていきたい。

②子どもの主体性を考える際にまずは学生たちの主体性について振り返りを行ってみた。指示されたことをそのまま行うのではなく、自分がどうしたいか、どうすることが責任を持つことなのかについて考える時間をつくった。そのうえで『保育の計画と評価』の授業の中で子どもたちの主体性を育むためにどのようなねらいをもってどのような計画を立てていくことが望ましいのかを考えるようにしている。

III) 今回(令和6年 第1回)頂いたご意見及び検討事項。

【子育て支援について】

<安富委員>

子育て支援に関しては以下2つの側面があると考えている。1. 自分の子どもの心配・困りごと 2. 園として、虐待防止の支援 園児はもとより園に通っていない家庭にも支援が必要と考えており、回覧板で周知活動を行っている。1については母親と伴走することが最も大切で、些細なことでも共感を示すこと、困りごとを推知することが必要になるが経験が必要で若い先生には難しい。2は非常に難しくベテランでも適切に対応できないケースが多い。ただ、間違いを恐れず声にすることは推し進めている。1, 2共通で経験が最も重視されるため、会議での事例共有、先輩職員とのOJTやディスカッションに力を入れている。すなわち必要なスキルは傾聴と伴走と推知。それを補うため必要な力はコミュニケーション力。学校での保育行事運営の際、学生のグループワークを重視してほしい。

<篠原委員>

虐待の実態を知ることによって子育て支援の大切さを知るべきであろう。虐待は身近にあることを知ってほしい。児童相談所の方や児童養護施設の方に直接お話しただく機会を設けるとよい。子どもたちのサインに気づく察知能力は最も重要であるが、虐待に想像が及ばないと身につかないので「実感」が大切である。

<小山委員>

山梨県は持ち家が多いため、高価介護や気になる子の問題にも、外から見ても分かりにくく踏み込みにくい現状がある。園でも非常に困ることで早期の専門家介入が求められる。ただとにかく人手不足。社協、園、役所、民生委員等、横のつながりを重視しコミュニケーションをとってもらいたい。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

①保育士養成における実習・演習は、法令で定められた教育内容、施設での実施を基本としながら、児童福祉施設等との連携の下、現場で求められる知識・技術を考慮して、実習・演習の組立を行なう。

②児童福祉施設等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。

③児童福祉施設等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを児童福祉施設等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

児童福祉施設等に保育実習受け入れ依頼を行い、保育実習受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打合せを行い、下記の4点について連携している。

- ① 実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認
- ② 施設内の各部署の見学、実習の実施
- ③ 学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による施設訪問
- ④ 実習終了時の学生の学修成果の評価

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
保育実習 I ①	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	保育所の生活に参画し、乳幼児への理解を深めるとともに、保育所の機能と保育士の職務、関連職員との連携について理解を深める。また、現場で直接学べる貴重な時間であることを意識し、実践を通じて保育内容や環境への理解、保育計画と記録の重要性への理解を深める機会とする。	甲府市立玉諸保育所、赤尾保育園、認定こども園まみい・キッズこども園、池田保育園、ひまわり保育園、すみれ保育園、英保育園、慈光保育園、あおぞら保育園、富士河口湖町立勝山保育所、甲斐市立敷島保育園、富士見町立富士見保育園、北杜市立長坂保育園、甲斐市立竜王中央保育園、茅野市立金沢保育園、茅野市立豊平保育園
保育実習 I ②	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	児童福祉施設等の生活に参画し、観察や子どもとのかかわりを通して子どもへの理解を深める。子どもの心身の状況に応じた対応、生活環境への理解を深め、専門職としての保育士の役割と倫理を学ぶ。また、実習を通して支援計画、記録の重要性を理解する。	山梨県立育精福祉センター、児童養護施設めだかの学校ジュニア、児童発達支援センターひまわり、乳児院ひまわり、幼児発達支援センターひかりの家学園、障害者支援施設きぼうの家、障害福祉サービス事業所ありんこ、児童養護施設明生学園

保育実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	保育実習Ⅰに引き続き保育所において、更に乳幼児への理解、保育士の職務、関連職員との連携等への理解を深める。実習では参加実習や部分実習、指導実習の段階を経て実践力を身につけ、責任実習を行う。また、保育内容と指導、保育計画と指導計画、日案の理解と実践、乳幼児保育の担当、保育士としての役割・技術などを習得する。	国母保育園、ウブントウ忍野の森、すみれ保育園、松島さくら保育園、たんぼぼ子どもの家、こでまりこども園、たちばな保育園、竜王あらかわこども園、定林寺立正保育園、赤尾保育園、千野保育園、伸芽保育園、西桂町立西桂保育所、マコト愛児園、南西保育園、第二上河東保育園、社会福祉法人長生福祉会、長生保育園、松本市立波田中央保育園、登美保育園、あおぞら保育園
-------	-------------------------------	---	--

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身に付けなければならない。そのために下記のとおり教員研修の環境を整える。

「大原学園教職員研修規定」に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識、技能、企画力、判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示又は本人の自発的な意志により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内、校外において学園が企画する研修は以下の通り。

- ①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修
- ②大学教授等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施
- ③学内に設置される附帯教育講座を利用した自己啓発

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 社会福祉援助における面接技法	連携企業等： 甲府市
期間： 令和5年12月19日(火)	対象： こども保育学科教員2名
内容 子どもや家族、地域で起こる問題に関し社会福祉援助実践に必要な技術を学ぶ。また、保育所、幼稚園、児童福祉施設、地域の子育て支援等に関わる現場のさまざまな事例に、どのような援助が必要であるか学ぶ。	
研修名： 保育教員研修会	連携企業等： 児童養護施設一宮学園
期間： 令和6年3月18日(月)	対象： こども保育学科職員2名
内容 児童福祉施設における支援事例、対応事例を学ぶ。取り扱い事例は以下の通り・施設の種類と基本的機能・現場における保育士の役割・保護者や地域との連携方法・実習時の留意事項	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名： モチベーションの心理学1	連携企業等： (学)山梨英和大学
期間： 令和5年10月30日(月)	対象： 各学科責任者
内容 思い込みを修正して無気力を防ぐアプローチについて学ぶ	
研修名： モチベーションの心理学2	連携企業等： (学)山梨英和大学
期間： 令和5年11月13日(月)	対象： 各学科責任者
内容 「出来る」の見通しを立てて気力を高めるアプローチについて学ぶ	
研修名： モチベーションの心理学3	連携企業等： (学)山梨英和大学
期間： 令和5年11月27日(月)	対象： 各学科責任者
内容 自律的なモチベーションを高め、満足度を持たせるアプローチについて学ぶ(自己決定理論)	

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 保育教員研修会	連携企業等： 社会福祉法人ひかりの児童発達支援センター
期間： 令和6年6月25日(火)	対象： こども保育学科職員2名
内容 障がい受容への支援、特に発達を促す療育指導と、子育てを支える家族支援を学び、ライフステージごとの課題を熟知できることを目的とする。	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: アソシエーショントレーニング

連携企業等: 近谷 樹里

期間: 令和6年12月11日(水)

対象: 全職員

内容 アソシエーショントレーニングの基本的な方法や実践例を通じてアソシエーションを身につけるヒントを見つけ、自己表現の技術を磨き、より健全で良好な人間関係の構築に活用できるようにする。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	①理念・目的・育成人物像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。
(2) 学校運営	①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。
(3) 教育活動	①各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか。 ②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。 ③カリキュラムは体系的に編成されているか。 ④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。 ⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。 ⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑦育成目標に向け授業を行なう事ができる要件を整えた教員を確保しているか。 ⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑨資格取得の指導体制はあるか。
(4) 学修成果	①就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。
(5) 学生支援	①就職に対する体制は整備されているか。 ②退学率の低減が図られているか。 ③学生相談に関する体制は整備されているか。 ④学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ⑤学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑥課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑦学生寮等、学生の生活環境への支援は行なわれているか。 ⑧保護者と適切に連携しているか。 ⑨卒業生への支援体制はあるか。
(6) 教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ②学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。
(7) 学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行なわれているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③入学選考は適正かつ公平な基準に基づき行なわれているか。 ④学納金は妥当なものとなっているか。
(8) 財務	①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行なわれているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。

(9) 法令等の遵守	①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。
(10) 社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行なっているか。 ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員会を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
佐藤 英雄	株式会社 ネオシステム 人事総務部 部長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
厚芝 徹	医療法人 恵信会 法人本部 人事部 副部長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
井上 卓己	井上卓己税理士事務所 所長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
篠原 英雄	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団 もえぎ寮 寮長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
安富 誉訓	社会福祉法人 国母福祉会 国母保育園園長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
住吉 寿夫	住吉寿夫司法書士・行政書士事務所 所長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
柄沢 眞	富水自治会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	近隣住民
石渡 もと子	ベルクラシック甲府 マーケティング部チーフ	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員 近隣住民
中山 芳江	社会福祉法人 共立福祉会 つくし保育園	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和6年10月4日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。
- ②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。
- ③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	①学校の概要 ②目標・方針・特色 ③所在地、連絡先 ④学校の沿革
(2) 各学科等の教育	①カリキュラム、時間割、目指す資格 ②検定、資格取得・検定試験合格実績 ③卒業生の進路
(3) 教職員	教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	各学科の実習紹介
(5) 様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②クラブ活動
(6) 学生の生活支援	学習や学校生活に対する不安解消(先輩の声)
(7) 学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等の紹介
(8) 学校の財務	学園の財務状況公開
(9) 学校評価	学校関係者評価結果
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和6年10月4日

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程 こども保育学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			健康科学	生活習慣と環境との相互作用が、健康状態に与える影響を学ぶ。また、スポーツを文化的視点、生物学的視点、運動学的視点等の様々な視点で捉えることにより、自己の健康・体力づくり及び豊かなライフスタイルについての深い見識を身につける。	1 前	15	1	○			○			○	
2	○			スポーツ（実技）	バレーボール、バドミントン、バスケットボール、ダンス等のスポーツ実技を通じ、各種スポーツ能力の向上、更には自己の健康・体力を適切に管理できる能力を養う。また、縄跳び、マット運動等の幼児期に必要な運動能力などについても学ぶ。	1 前	30	1			○	○	○		○	
3		○		英語コミュニケーションⅠ	基本的な英語力として、基礎的な単語力、文法力を習得し、reading及びwritingの力及び日常生活における基本的な会話力を身に付ける。また、会話に頻繁に使用される基本動詞の活用法を習得することにより、基本的な英語表現を習得する。	1 通	60	2		○		○			○	
4		○		一般教養	国語を中心として、手紙・ビジネス文書の書き方、漢字の練習、話し方、敬語の使い方等を学習し、読解力・作文能力を養い、社会人として、また保育士として正しい日本語の使い方を習得する。	1 前	30	2	○			○			○	
5		○		ビジネス教養	公務員試験または民間企業における入社試験などに対応できる一般知能科目及び一般知識科目を中心とした基礎学力の習得を図る。また、適性検査や面接などの対策も行う。	1 後	30	2	○			○			○	
6		○		情報リテラシーと処理技術	パソコン（Word・Excel）の基本知識及び基本的操作技術を習得し、業務における様々な目的に応じて、柔軟かつ効率良く対処できる能力を習得する。	1 通	60	2		○		○			○	
7		○		憲法	日本国憲法の意義、特質を理解し、基本原理について学ぶ。なかでも基本的な人権と統治機構について理解を深め、日本国憲法の全体像について学ぶ。	1 後	30	2	○			○			○	
8	○			保育原理	保育者となるための基本的な考え方を総合的に学習する。保育の意義を理解するとともに、保育所保育指針における保育の基本を理解する。また、保育の目標設定、計画、実践、記録、評価、改善の過程についても理解を深め、保育の現状と課題を理解する。	1 前	30	2	○			○			○	
9		○		保育原理Ⅱ	保育原理で学んだ保育に関する基礎的事項や概念を踏まえつつ、保育内容の構造や様々な保育形態について具体的に学ぶ。また、最近注目されている海外の保育実践の内容についても学びながら、我が国の保育を模索していく上で必要な視点について学習する。	1 前	30	2	○			○			○	
10	○			子ども家庭福祉	現代社会において児童がおかれている現状を把握するとともに、現在の児童家庭福祉制度及びその役割を体系的に理解する。また、児童家庭福祉の理念・制度の体系を概括的に理解し、児童の人権、児童をとりまく環境、児童家庭福祉に係る相談援助活動について理解する。	1 前	30	2	○			○			○	
11		○		子ども家庭福祉Ⅱ	児童家庭福祉とともに、児童福祉に関する歴史的変遷と今日的課題について諸制度を踏まえながら、更に深く理解する。また、子どもの文化の変化について、遊びの変化、道具の変化を通じて個の発達及び子どもの集団の発達について思考し、児童文化の観点から捉えていく。	1 後	30	2	○			○			○	
12	○			社会福祉	社会福祉の理念の理解のもとに、わが国の社会福祉の体系、相談援助や利用者の保護にかかわる仕組みについて理解する。また、社会福祉諸制度の具体的内容や歴史的展開、社会保障等の社会福祉に関連の深い領域、諸外国の動向などわが国の福祉体系を規定づける社会背景についても学習し、理解を深める。	1 前	30	2	○			○			○	

13	○		社会的養護 I	現代社会における社会的養護の理念と概念や歴史の変遷について理解し、社会的養護と児童家庭福祉の関係について学習する。また、社会的養護の制度や実施体系について理解し、施設養護の基本原則や、日常生活支援などの実際についても学習し、それらの現状と課題について学ぶ。	1 後	30	2	○			○	○						
14	○		保育者論	保育者として欠くことのできない資質能力である「保育者としての使命感」と「子どもに対する教育的愛情」について学び、保育士の制度的な位置付けを理解する。また、保育者の役割や倫理、専門性を考察するとともに専門職間及び専門機関との連携、保護者や地域社会との協働についても理解を深める。	1 前	30	2	○			○	○						
15	○		子どもの理解と援助	子どもを理解するための具体的方法や保育士としての援助や態度の基本について理解する。保育実践において、実態に応じた子ども一人一人の心身の発達や学びを把握することの意義について学ぶ。	1 後	30	1	○			○	○						
16	○		保育内容総論	保育所保育指針における「保育の目標」、「保育の内容」に関連付けて保育内容を理解するとともに、保育指針の各章のつながりを読み取り、保育の全体的な構造を理解する。また、子どもや子ども集団の発達の特性や発達過程を踏まえた観察や記録の観点について、実践を通して理解を深め、更に、保育の多様な展開について具体的に学ぶ。	1 前	30	1	○			○	○						
17	○		保育内容（健康）	子どもの健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う領域「健康」について学ぶ。乳幼児期の子どもの心身の発達・発達の基礎として何が必要であるか、そして発達・発達のために保育者としてどのように援助するべきかについての視点とかかわり方を演習を通して具体的に学ぶ。	1 前	30	1	○			○	○						
18	○		保育内容（人間関係）	子どもが他の人々と親しみ支え合って生活するために、自立心を育て人とかわる力を養う領域「人間関係」について学ぶ。乳幼児をとりまく様々な環境（家庭・幼保・地域）から理解を深め、更に、演習を通して遊びや生活全体を通して豊かな人間関係が育めるような実践場面での生かし方を学習する。	1 前	30	1	○			○	○						
19	○		保育内容（環境）	子どもが周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う領域「環境」について学ぶ。子どもが遊びを通して環境と主体的・直接的に関わることにより、生活の基本的な物事についての概念等を形成し、生きる力を獲得していくことを理解し、その環境の中で子どもの遊びとは何か、さらに保育者の援助について具体的な事例をもとに理解を深める。	1 前	30	1	○			○	○						
20	○		保育内容（言葉）	子どもが経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う領域「言葉」について学ぶ。乳幼児の言葉の獲得の道筋や発達を学ぶとともに、乳幼児期の子どもが言葉から受ける影響を認識する。そして乳幼児が園生活を通して豊かな言葉を獲得していくためには、保育者がどのように援助し役割を果たしたらよいかを、演習を通して考える。	1 前	30	1	○			○	○						
21	○		保育内容（表現）	子どもが感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする領域「表現」について学ぶ。子どもの健やかな成長を促すためには、保育者が個々の表現活動を認め個性を伸ばしていくことが重要であることを十分に理解した上で、演習を通して具体的な実践方法を学ぶ。	1 前	30	1	○			○	○						
22	○		乳児保育 I	乳児保育の変遷と保育所・乳児院・家庭の現状を把握し、それらの果たす役割、担当する保育者としての役割を自覚する。事例をもとに、保育士として必要な乳児保育の理論・知識・技術の基本、乳児期における大人の役割等を理解し現場での具体的課題を学ぶ。	1 後	30	2	○			○	○						
23	○		子どもの健康と安全	子どもの保健 I で身につけた知識に加え、保育に必要な緊急時の対応や事故防止、疾病対策などの実践的展開について、演習を通して身につける。また、子どもの健康増進及び心身の発達を促す保健活動や環境についての理解も深める。	1 通	30	1	○			○	○						
24	○		言語表現	言語表現に関する基礎を理解し、発達段階に応じた教材の選び方を学ぶ。また、演習を通し絵本・紙芝居の読み聞かせ、素話の技術などを身につける。	1 前	30	1	○			○	○						

39			○	保育インター ンシップⅠ	保育所や児童福祉施設でのインターンシップを通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、「保育士の仕事」を理解する。	1 前	30	1		○		○	○	○				
40			○	保育インター ンシップⅡ	保育現場という実社会を経験しながら、社会人としての常識的行動や社会人としての心構えなどOJTにて体得する。	1 後	30	1		○		○	○	○				
41	○			教育原理	教育の目的・内容・方法及び児童福祉との関連性について理解するとともに、教育に関する基礎的概念、教育活動における実践原理を体系的に学ぶ。また、生涯学習時代のあり方についても触れる。	2 前	30	2		○		○		○				
42	○			子ども家庭支 援論	家庭支援の意義と役割を理解するとともに、保育士等が行う家庭支援の役割と重要性について理解する。また、現代の家庭生活を取り巻く社会的状況や支援体制を把握し、関係機関との連携についても理解を深める。	2 後	30	2		○		○		○				
43	○			子どもの食と 栄養	子どもの食生活、栄養に関する基本的知識を体系的に理解するとともに、特に保育の実際との関連において実践的な知識・理解を深める。また、特別な配慮を要する子どもの食と栄養についても理解する。	2 通	60	2		○		○						○
44	○			保育の心理学	保育実践に関わる発達理論等の心理学的知識を踏まえ、発達を捉える視点について理解し、子どもへの理解を深める。養護及び教育の一体性、発達に即した援助を学び、乳幼児期の子どもの学びの過程、特性を踏まえたとの相互的関わりや体験、環境の意義を学ぶ。	2 後	30	2		○		○		○				
45	○			子ども家庭支 援の心理学	生涯発達に関する心理学の基本的な知識を習得し初期経験の重要性や発達課題等について理解する。また、家族・家庭の意義と機能、子育て家庭を取り巻く社会状況、子どもの精神保健とその課題について理解する。	2 後	30	2		○		○						○
46	○			子どもの保健	子どもの身体的な発育・発達と健康について理解する。また、子どもの健康管理のために、医学的な基礎知識を理解するとともに、疾病への適切な対応やその予防対策、他職種間の連携・協働について理解を深める。	2 後	30	2		○		○		○				
47		○		こども学概論	こどもの心理やストレスを理解し、発達段階に応じた対応方法を学ぶ。こどもが直面する様々な事象、問題を取り上げ、こどもが心を開く対応方法、カウンセリング手法等を学ぶ。	2 後	30	2		○		○		○				
48	○			子どもの理解 と援助Ⅱ	子どもの保健Ⅰで身につけた知識に加え、保育に必要な緊急時の対応や事故防止、疾病対策などの実践的展開について、演習を通して身につける。また、子どもの健康増進及び心身の発育・発達を促す保健活動や環境についての理解も深める。	2 通	30	1		○		○		○				
49	○			保育の計画と 評価	幼児期を中心に園生活の代表的な保育内容、あるいは保育活動を例にとりながら、保育の計画と評価の基本を学ぶ。その上で、保育課程の編成と指導計画の作成について具体的に習得し、実践、評価、改善の過程についてもその全体構造を理解する。	2 後	30	2		○		○		○				
50	○			乳児保育Ⅱ	乳児保育Ⅰで学んだことを踏まえつつ、より具体的な乳児保育の実際を学ぶ。乳児保育の計画、環境構成、記録等について学び、合わせて保護者や関係機関等との連携についても理解を深める。また、保育実習と関連させ、演習を通して乳児の発達に応じた保育方法を身につける。	2 前	30	1		○		○		○				
51	○			障害児保育	障害児保育の理念や歴史的変遷について学び、障害児及びその保育について理解する。その上で、具体的援助の方法、環境構成、保育計画、実践について理解を深める。また、保護者への支援や関係機関との連携及び保健・医療・福祉・教育等の現状と課題についても理解を深める。	2 通	60	2		○		○		○				
52	○			社会的養護Ⅱ	社会的養護における児童の権利擁護と保育士などの倫理及び責務について理解し、かつ、施設養護及び他の社会的養護についても理解を深める。また、社会的養護にかかわるソーシャルワークの方法や技術を学び、個々に応じた支援計画の策定、支援の内容等を具体的に学ぶ。	2 前	30	1		○		○		○				
53	○			子育て支援	保育士の行う保育の専門性を背景とした保護者に対する相談、助言、情報提供、行動見本の提示等の支援について、その特性と展開を具体的に理解する。保育士の行う子育て支援とその実際を実践事例等を通して具体的に理解する。	2 後	30	1		○		○		○				

68			○	保育インター ンシップⅢ	今までのインターンシップの経験と保育実習の経験をもとに、可能な限り様々な業務を経験する。また、保育の現状を理解し、多面的に保育現場を考察する。	2 前	30	1		○		○	○	○	
69			○	保育インター ンシップⅣ	保育インターンシップⅠ～Ⅲを踏まえ継続的に乳幼児と関わりながら、自らテーマを定め、そのテーマに合わせた乳幼児について観察・考察を行う。	2 後	30	1		○		○	○	○	
合計						69	科目		107 (2490)	単位 (単位時間)					

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
<p>(卒業)</p> <p>卒業要件：1. 卒業の認定は、2年限以上在学して1,710時数以上を履修し、かつ72単位数以上を修得し、卒業審査に合格した者について、校長が行う。 2. 前項に規定する卒業の認定は、最終学年の終わりに行う。</p>		1 学年の学期区分	2 期
<p>(授業)</p> <p>1. 授業科目の履修において、(卒業)の規定を満たさない者には補講授業を行うことがある。なお、補講授業は授業科目の未出席授業を行い、授業科目の出席時間とすることができる。また、学年別授業科目の定めに関係なく、卒業までの間に行うこととする。 2. 履修においては、次に掲げる3項目に基づき認定する。 (1) 授業科目ごとの出席率が基準を満たしている者 授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、及び保育実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。 (2) 授業科目ごとの学業成績で合格を修めた者 (3) 実習先施設で実習要件を満たしたと評価された者</p> <p>履修方法：(試験)</p> <p>1. 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内を行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認めた場合に限り、追試験又は再試験等を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対して行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。 2. 各授業科目の成績評価方法については別に定める。</p> <p>(学業成績)</p> <p>1. 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表す。秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。 2. 授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりG P (Grade-Point) を与える。</p>		1 学期の授業期間	20 週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。